

特記仕様書					
I. 工事概要					
1. 工事場所 井田川:亀山市みどり町地内 川崎:亀山市美野町地内 野登:亀山市南尾町地内 白川:亀山市白木町地内					
2. 建物概要					
建物名稱	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	備考
井田川小学校	R.C.	3階建(地下階 塔屋 階)			改修
川崎小学校	R.C.	2階建(地下階 塔屋 1階)			改修
野登小学校	R.C.	2階建(地下階 塔屋 階)			改修
白川小学校	W.	1階建(地下階 塔屋 階)			改修
(備考中の特定の施設、一般的な施設とは耐震安全性の分類を示す。)					
3. 工事種目(●印の付いたものが対象工事種目)					
建物別及び屋外	工事種類	種別	一式	一式	一式
●空調設備	一式	一式	一式	一式	
○換気設備					
○排煙設備					
●自動制御設備	一式	一式	一式	一式	
○衛生器具設備					
○給水設備					
○排水設備					
○給湯設備					
○消火設備					
○厨房設備					
○ガス設備					
○ごみ処理設備					
○					
○					
○撤去工事					
4. 指定部分 ●無 ○有(対象部分) 指定部分工期 年月日					
5. 設備概要(●印のついたものを適用する)					
方式及び種別	設備概要	要			
空調方式	●空気調和 ○単一ダクト方式 ○ファンコイルユニット・ダクト併用方式	○全空気方式 ●パッケージエアコン			
主要熱源機器					
自動制御方式	●電気式 ○電子式 ○デジタル式				
給水方式	○高層タンク式 ○				
排水方式	建物内の汚水と雑排水(○合流式 ○分流式) ポンプ排水(○あり ○汚水 ○雑排水 ○湧水)	○なし			
消火設備の種類	○室内消火設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連続放水方式 ○連続送水管 ○フード等用簡易自動消火装置 ○不活性ガス消火設備(○)				
ガスの種類	○都市ガス(種別13A、高位発熱量40.6MJ/m <sup>3</sup> (N)、低位発熱量40.6MJ/m <sup>3</sup> (N) 供給圧力Pa、供給事業者名○○)				
※改修の場合には既存概要を示す。					
II. 工事仕様					
1. 共通仕様					
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房建庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。)、「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」による。					
2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの建設工事に適用する。なお、電気設備工事の工事仕様は、(／)図、建築工事の工事仕様は(／)図による。					
2. 特記仕様					
章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。					
項目	特記事項				
●一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり取り合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生するとの判断される場合には、その都度、監督員と協議すること。 なお設計図書とおりの施工であります。 他工事との取り合いについては必ず該当工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお調査不足による不具合は各自が発生した場合は監督員の指示により手直し工事を行うこと。				
●提出図書	1)工事書類: 施工計画書、打合記録、材料搬入報告書 各1部ずつ 施工要領書、工程表、安全・訓練実施記録 機器明細図、工事日報 工事写真(データ)等  2)工事完成図書: 完成図(竣工図(副本3原寸1部、A3見開き2部)・施工図(副本1部) 機器完成図(ファイル等部) 保守に関する説明書(取扱説明書・保証書)2部 機器性能試験成績書2部 総合調整測定表(試験結果・測定結果等)2部 官公署届出書類、検査済証2部 出来形確認書類2部等				
●機器及び材料等	※竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※工事書類は営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編、工事完成図書編)に基づき電子納品すること。 ※工事写真是営繕工事写真撮影要領(平成24年版)に従い撮影すること。 ※建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。				

●官公署等への届出手続	どの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。
●品質管理	工事に伴う關係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅延なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器の設置等については、機械設備にて設置箇所を提出する必要がある場合、届出手すること。 2) 防火対象物使用開始届については、書類の作成(機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述)を行うこと。
●出来形管理	工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
●製品確認	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・耐震強度(設計標準度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) ・基礎寸法 ・水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ○支持間隔 ○流れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・排水勾配 ・樹の深さ 4) 水栓、リモコンイッチ類の取付高さ
●耐震安全性の分類	発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 ○適用する ●適用しない
●耐震措置	構造体( )類 建築非構造部材( )類 建築設備(乙)類 耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数0.1及び0.2に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度
●機器種別	○特定の施設 重要機器 一般機器 機器 2.0 1.5 1.5 1.0 上層階、屋上及び塔屋 防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5 水槽類 2.0 1.5 1.5 1.0 中間階 機器 1.5 1.0 1.0 0.6 防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 地下、1階 機器 1.0 0.6 0.6 0.4 防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6 水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6
●三重県産業廃棄物	【備考】上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~12階建の場合は上層階2階、10~12階建の場合 は3階、13階以上の場合は上層階とする。 中間階とは2階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・重要機器は次のものを示す。 ○給水機器( ) ○排水機器( ) ○換気機器 ●空調機器 ○熱源機器 ○防災設備 ○排煙制御設備 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 2) 設計用船底地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。
●冷媒(フロン類)の回収	●適用する ○適用しない 冷凍機器の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収履歴表 ・特種家庭用機器・産業用機器表(家電リサイクル券) 撤去する前にフロン等屋外機ユニットに集めに作業(ポンプダウン)を行うこと。 バックージ型空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気への飛散を防止する措置を講じること。
●発生材の処理等	1) 引渡しを要するもの( ) 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物( ) 3) 現場内において再利用を図るもの ○発生土 ○その他( ) 4) 再資源化を図るもの ○アスファルトコンクリート塊 ○セメントコンクリート塊 ○建設生木材( ) 5) 発注者へ引き渡すものについては「現地発生品譜面」を提出すること。また再利用を図るものについても譜面を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令にあつては使用上の不適合が発生した場合は協議の上、改善等を講じること。 他工事との取り合いについては必ず該当工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお調査不足による不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し工事を行うこと。
●主任技術者等	本工事に於いて、下記契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。 本工事に於いて、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を破損・破壊しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機械施工・仕上げ共、既設にならない復旧すること。
●主任技術者等	本工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。)において、貴社の出発点から発注工事の加算点満点の割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。なお、貴社が特定JV、経営JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。
●発生材の処理等	本工事に於いて、下記契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。 本工事に於いて、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を破損・破壊しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機械施工・仕上げ共、既設にならない復旧すること。
●主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。)において、貴社の出発点から発注工事の加算点満点の割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。なお、貴社が特定JV、経営JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。
●主任技術者等	本工事に於いて、下記契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。 本工事に於いて、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を破損・破壊しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機械施工・仕上げ共、既設にならない復旧すること。
●主任技術者等	1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始するまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との合せにおいて定める。 2) 檢査終了後の期間 工事終了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続後片付け等が残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
●火災保険等	亀山市建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 ①保険の目的物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む) ②保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③保険金額 原則として請負金額に相当する金額
●電気保安技術者	●適用する ○適用しない ●技能士の適用 ●監督員事務所 ●施工条件
●技能士の適用	●適用する ○適用しない ●配管施工(配管工事) ○建設板金施工(ダクト製作および取付け) ●熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の搬入)
●監督員事務所	●設けない ○設ける 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
●施工条件	1) 施工可能日 ●一部に土、日曜日、祝祭日施工あり ○指定なし ( ) 2) 施工可能時間帯 ●指定なし ○指定あり( 時 ~ 時 )
●機器及び材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他資料を事前に届け出ること。尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同品等の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品な
●成工期	建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行いうえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ○指定なし ●指定あり( 平成 31年 6月 28日 )
●仮設工事	構内既存の施設 1) 便所 ○利用できる ●利用できない 2) 工事用水 ○利用できる(有償) ○利用できる(無償) ●利用できない 3) 工事用電力 ○利用できる(有償) ○利用できる(無償) ●利用できない ※本工事で新規電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。
●足場	1) 内部足場 ●脚立 ○足場板 2) 外部足場 ●A種(枠組足場) ○B種(單管本足場) ○D種(移動式足場) 3) 防護シート等による養生 ○適用する ●適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合するよう、中巻及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
●建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質評価基準」設備機材等評価名簿(最新版)及び別記記載のメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事に使用する建設資材の搬出は、極力県内からの取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事に使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 4) 下記製品を本工事に使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 ○認定製品の品名: 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板・ガードフェンス、石こうボード、( )
●電源周波数	○50Hz ●60Hz
●容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
●配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○呼び径60SUS以下( ) ○呼び径75SUS以上( ) (2) 建築導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 ○(a) ○(b) ○(c) (3) 接合部の非破壊検査 ○不要 ○要( )
●試験	既設配管を含む部分の試験 ○要( 方法及び圧力 : ) ○不要
●絕縁継手	「機器と配管接続部」取付け箇所は図示による。
●地中埋設管等	(1) 地中埋設管 ○要( 図示の箇所 ) ○不要 (2) 埋設表示用テープ ○要( 排水管を除く ) ○不要
●保温	標準仕様書第2編によるほかによる。ただし、各工事種目別に指定されたものは除く。 ○多層住戸は下記による。 室名: ○共同溝内の保溫種別は下記による。 ダクト: 配管:
●塗装	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターや手用工具による。
●はつり	放射線透過検査等による埋設物の検査は(○要 ○不要)とする。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
●非破壊検査	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。
●電線類	天井仕上区分
●天井仕上区分	( )書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
●他工事との工事区分	面に特記なき場合は、工事区分による。
●吊り及び支持金物	(○構内 ○ )の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS 304)とする。
●施工調査	○下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 事前調査 調査項目 ○ 調査範囲 ○図示 ○ 調査方法 ○図示 ○
●共通事項	1) 陸上ポンプ、送排風機(エアハン